上越市告示第３６６号

土壌汚染対策法（平成１４年法律第５３号）第１１条第１項の規定により、形質変更時要届出区域を次のとおり指定する。

令和８年１０月２６日

上越市長　　小　菅　淳　一

１　指定する形質変更時要届出区域

上越市大字上湯谷字耕地 35 番 4 の一部、堰口 570 番 1 の一部、573 番 1 の一部、591 の一部、592 番 1 の一部、592 番 4 の一部

２　土壌汚染対策法施行規則（平成１４年環境省令第２９号）第３１条第１項及び第２項の基準に適合しない特定有害物質の種類

鉛及びその化合物